

【事業者・設計者の皆さま】

筥崎宮地区は都市景観形成地区に指定されています。

「筥崎宮地区」は、1000年以上の歴史と伝統を誇る筥崎宮の周辺において、筥崎宮の歴史と伝統を感じられるまちなみを形成し、将来に継承することを目的として、令和6年3月に都市景観形成地区に指定されました。そのため、建築物又は工作物の新築、増築等にあたっては届出が必要です。

■ 筥崎宮地区の将来イメージと景観形成基準（一部抜粋）



■ 区域

指定区域は右の図の通りです。敷地の一部が区域に含まれる場合は、敷地全体に都市景観形成地区の基準が適用されます。

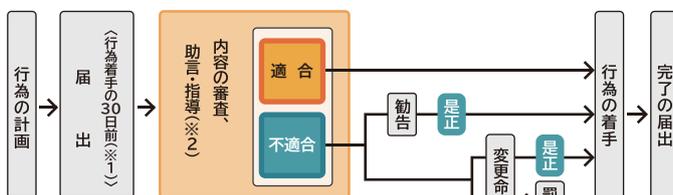
■ 届出手続き

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、屋外広告物については、屋外広告物法による許可が必要です。

※東区箱崎一丁目及び馬出五丁目の各一部



* 景観形成の誘導の流れ(届出手続き)



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。
※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

■ お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室 推進係

TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590 E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※詳細は [パンフレット「筥崎宮地区 都市景観形成地区」](#) を参照ください。

※パンフレットは、都市景観室(福岡市役所4階)で配布しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。都市景観形成地区の詳細なエリアは、『[福岡市Webマップ\(都市計画情報マップ\)](#)』で確認することができます。



パンフレットの
ダウンロード



福岡市
Web まっぷ